

第 4 回 琵琶湖森林づくり県民税条例改正検討会 概要

開催日時

平成 22 年(2010 年) 9 月 17 日 (金) 10:00 ~ 12:00

開催場所

大津合同庁舎 6 - A 会議室

出席委員

岩波委員、末田委員、田中委員、新川委員、前崎委員、増田委員、宮浦委員、吉田委員
以上 8 名 (五十音順、敬称略)

議題

0 . あいさつ (総務部長)

1 . 琵琶湖森林づくり県民税制度について

「琵琶湖森林づくり県民税制度について」を、事務局から「資料 1 ~ 5」に基づき説明。

(会長)

今回の議論の前提として、この改正検討会が求められているものは何かということだが、まず、現行の税条例をどうするのかということが結論として求められていて、その際に、現状維持というのが一つの方向性としてあり、もう一つの方向性としては、少し修正を加えるというところで、それについても、税条例の組立を少し変えた方がいいという、税の仕組みを変えようという点の一つと、もう 1 点は、負担そのものを増やすとか減らすといった点、この大きな 2 点をどのように考えるかということが、この改正検討会で求められている最終的な着地点であるということで、まず確認をお願いしたい。

その上で 2 つ目に申しあげたいのは、森林づくり事業の目的や内容をどう考えたらいいのかというのが 1 つの議論の固まりとしてあって、それをどういう手段 (財源) を講じたらいいのかという点について、基本的には税を使ってそれを推進していくということでの、いわば「目的」と「手段」という関係になるのだろうと思う。そうすると、これまでの議論は、その両方を行ったり来たりしているという流れがあるが、この検討会で求められているのは、強いて言うところ「手段」の部分、税のこの部分をどうするのかという点について、一定の方向性なり、結論を出していくと言うことになる。そういう点でこれから議論をお願いするのは、場合によってはこの「目的」と「手段」との両方を行ったり来たりするというのはあり得ると思うが、最終的には税をどうするのかというところで、ある程度の結論をお願いしたい。

そういうことを踏まえ、事務局から説明のあった資料について、各委員からご質問等を賜りたい。

(委員)

資料 1 の 1 ページ目で、今後、人口がどうなるかを知る上で、その増減要因は何かということを知るといっても重要なことだと思う。人口の異動は、出産と死亡と転出、転入等によって起こるわけだが、表 2 の平成 21 年 4 月の人数がものすごく減っている。何故こんなに減ったのかということをお聞きしたい。

(事務局)

ご指摘の部分について、3 月・4 月は転勤や学生の入学・卒業といったことが原因で人口が

減少したのだろうと推測しているが、それ以上は追跡していない。

(委員)

大きな工場が撤退したとか何かなかったか。

(事務局)

この数値には、外国人の方の数も含んでいるので、景気が悪くなって帰ったということも考えられる。

(委員)

次に4ページ「表5」の対前年度増減数について、「総数」欄の増減というのは、「左記以外」欄の増減とよく似ているように思う。「左記以外」欄にはどのような事業所が計上されているのか。数が多いのでお聞きしたい。

(事務局)

主に資本金区分が1千万円以下の事業所が計上されている。

(委員)

次に3つ目の別紙2について、参考欄の個人県民税に係る納税義務者数が、平成21年度で67万人であったのに対して平成22年度には65万人と落ち込んでいる。この大幅な減少は何が原因と考えられるか。人口はずっと増えているという説明であったので、普通はそんなに急激には減らないと思う。

(事務局)

先ほど資料1の3ページで説明させていただいたとおり、サブプライム問題やリーマンショック等による急激な景気悪化により大幅に減少したものと推察している。

(委員)

まだ今9月なので確定値としてはまだ分からないが、ずいぶん減ったということか。

(事務局)

県民税の納税義務者は賦課期日(1月1日)でほぼ確定するのだが、市町村の方で賦課されていることから、税務調査等により人数の変更はあり得る。しかし、税の性質上、賦課期日現在の数値から大きく変わることはないので、そこは平成22年度数値にほぼ近い数字というように考えて良いかと思う。

(委員)

それでも減はどのような理由か。1万5千人の減少となると結構大きな数字だと思うが。

(事務局)

人口の純粋な増減の他に、一定の所得水準で非課税になることによって納税義務者数が増減する可能性がある。これは市町によって若干基準が違っており、また、扶養控除の人数によっても非課税の基準が異なるのだが、一定の所得金額を下回ると非課税になって納税義務者から外れるため、景気の動向のよって対象者が増減する要因が大きくなる。

(委員)

資料4について、事業趣旨に合致する国補事業の取り込みは、「A」に区分されているが、国庫補助事業の採択条件は何か教えてほしい。また、「1-4 森林吸収源確保対策事業」は「A」に区分されているが、充当額欄には外数の()額の記載がない。これは、新規事業なので決まっていないのか。

(事務局)

1点目の国庫補助事業の取込みについて、補助事業の採択要件の変更であるとか、新規施策の立ち上げとかでメニュー化が図られており、本県が進めている琵琶湖森林づくり事業の中にも活用できる要素がある。採択要件に合致するものについて申請をすることになるが、その事務手続きについては、県が事業実施したい規模について国に申請したうえで取組を進めている。

2点目の当事業の「A」区分については「B」の間違いなので、訂正をお願いしたい。

(委員)

個人県民税分に係る納税義務者数の増え方について、基本的には平成20年レベルで推移するように思われる。平成21年度から納税義務者数が結構少なくなり、もう少し下り坂になるかもしれないが、おおかた平成20年度レベルでいけるのであれば、基本的には現状維持でいった方が良いと思う。今まで6億円で事業を実施してきた中で、今後の事業展開で7億9千万円の事業費が必要となると、どこの事業を縮小させるかという話になる。

もう一つ、長期計画的として平成32年までのあと10年間の見込みの将来予測を言っていたのですが、琵琶湖森林づくり県民税(以下「県民税」という。)をいつまで続けるのかが気になる。制度を作った時には、特別措置のようなものとして、どんどん増やしていくものではないと思っていた。逆に縮小していくという予測で、最初は大きく「800円」という税率を設定し、その後、色々なものが整備されていった結果、「500円」にするとかの税率の縮小ができれば、県民にも説明しやすいというのが最初の目的だったはずである。今、背景に地球温暖化や二ホンジカの被害対策等の危機的な状況に5,000万円のお金を投入していくとなると、また災害等で森林がかなり破壊された際に、その森林づくりに費用が必要となり、税金を投入しなくてはならなくなる。地球温暖化防止のための間伐等に関しては、今の情勢からすると、将来的に森林吸収源のポイントとして県に返ってくる可能性があるが、増えたから増やしてほしいというのは県民に説明しにくいのではないか。もう一度、目的と手段というところで、審議した方が良いと思う。

(会長)

確かにお金が増えたからそれに合わせて使い道を増やすというのはどうなのかと言う意見については、私もそのとおりだと思う。広い意味で環境に関わることとして、産業廃棄物税(産廃税)の場合と、その森林づくりの税金というのを同じ性格のものとして捉えるかどうかについては、おそらく議論になると思う。産廃税の場合は、産業廃棄物をたくさん出そうとする人に対して、ある種の懲罰というか制裁的な意味で税負担を課すことによって産業廃棄物を抑制することが目的であり、税収をゼロにすることが最終的な目標となる。私個人は税収が目的になる税金は論理矛盾になると思うが、産廃税のようなものを踏まえて、県民税は税収をゼロにするのが目的なのかということ考えた場合、広い意味での環境づくりという時には、2つの違う性格があり、どちらの性格を持つ税として位置付けるかによって、その評価が随分変わってくるだろうと思う。その辺りが視点として大切だと思う。

(委員)

県民税が導入された時のことはあまり詳しくわからないが、県民税を導入することによって県民の森林に対する意識というのが非常に大きい意味を持つと思う。そういう意味では、私達が払ったお金で確かに山が良くなっている事とか、琵琶湖の環境がより良くなって来ているという、そういう情報を県民が持てば、ずっと払い続けてもかまわないと私は思うし、多くの県

民はそう思うのではないかと思う。そういう意味で、県民税がどう役立ったのかということについてアピールする必要がある。どの辺までアピールが出来るのかを総括していく必要があると思う。

(委員)

委員がおっしゃるように、県民税導入の主な理由は、森林からの恩恵を県民の皆さんは受けていて、それに関わる森林整備に対して参加いただきたいということであって、それは、納税といったお金での参加や、ボランティア等による参加でお願いしたいといった主旨であったと思う。その際に、県民税をどの事業に充てるかについては、8つの事業を対象にすることで一定整理をした。

もう一つ質問のあったPR、県民にどのような情報を発信させていくかという点については、まず評価を森林審議会をお願いし、その結果をホームページに出すとともに、年1回は「滋賀プラスワン」で事業の成果を掲載しており、そういった面で、できる限り県民の皆さんへPRをしていこうとしている。

(委員)

もともと制度設計する時に、森林を守ると同時に琵琶湖の水を綺麗にしようという考えもあり、「淀川水系税」的な見方をして検討したこともあったが、地方税を取り入れる時に、県をまたがって導入するのは難しいということで、滋賀県で動き始めた。このため、「琵琶湖の水を守ろう」という思いが結構大きい。

また、5年経ったら「こういう事ができました。」というのを必ず何所かに示してもらいたいという思いがあったので、森林審議会でも事業を評価してもらおうようになった。実際にどれだけできているのか県民のみんなに見えるようにするために考えたのだが、県民税を納めている事さえ認識していない人達もいるし、県民税の存在自体を意識していない人達もいるみたいだ。

(会長)

それは県民税に限らず、気にする人は気にするし、気にしない人はそんなのあったのかと思う程度なので、県民税をいかに知ってもらうかが非常に難しい。確かに、事業実施側としては、こういう事をやっているという事をみんなに知って欲しいと思うのは当然であるが、その思いと現実の生活での感覚とのギャップをどうするのかという難しさはある。

(委員)

先ほど委員が言われたように、県民税を税のあり方として無くしていく方向にするのか、これは価値のある税だから続けていくこととするのかを考える時は、県民税の制度化に伴う効果が県民にどれだけ認められているかにかかっている。

(委員)

制度化による効果が認められれば税率を上げていっても問題ないと思うが、効果がどれだけ上っているか分からずに税率を800円から900円とか1,000円にまで引き上げるとなると、理解が得られないのではないかと。まだ上げる時期ではないと思う。

(会長)

税金の場合、森林づくりに価値があるからそれで良いのかというと、本来、このような事業は一般財源で行うべきもの。県民税というのは、それ自身が形からいうと目的税ではないけれども、目的税的な運用というか、これが重要な目的なのだから普通の負担にさらにプラスするという形で制度化された税金であって、行政は支出すべき優先順位がどの順番にあるのか、そ

の辺りをきちっとしないと、一般財源で手当てするものと、この分で手当てするものの境界が見えにくくなる可能性がある。それは絶えず見直しをする際にきちっと見る必要がある。見直しの際の大事な視点として強調しておく必要があると思う。

(委員)

滋賀プラスワンは県内各世帯全てに配布されていて、県民税の活用に関する特集記事が組まれている。税としてどのように使っているかについては、県民の皆さんや企業の方も含めて大いに知っていただけたかと思う。

(委員)

もし現状維持のままなら説明会とかしなくても大丈夫だが、税率をプラスする時は説明会の開催が必要になるか。

(委員)

森林づくりの費用を特別に県民に負担をお願いするということでこの税が制度化されたので、それを施行している立場としては、5年毎に見直すその時に、5年間の施行状況とか環境の変化とかその辺を踏まえてご議論いただいており、そのスパンの中で税率について下げていったほうが良いのではという議論や、逆に環境の変化でもう少し上げていったほうが良いとかいろいろ議論があると思う。基本的には先ほど会長が発言されたように、産廃税も税政課が所管していて、これはインセンティブとしての措置が大きいですが、県民税は、いわゆる財源調達、事業のためのということになってくると、税率を別にして平成32年をひとつの着地点として、そこまでは想定しながら県民の方に特別な負担をお願いするものであると思う。そのため、検討の結果、もし税率を上げるとなると、きちっと県民の方にご理解いただくような手段が必要であると、施行する立場からそんなことを思っている。

(委員)

税の役割が県民に対して充分PRできているし、一定の森林の改善効果もあったとなると、じゃあ止めて新しい財源は一般会計の中でしっかりやってくださいというようにする時期がそのうち来るのか。

(会長)

それは何とも言えないが、結局、議会が予算編成の際の優先順位としてどこまで腹をくくるのかと言うのが問題になる。当然、今のこの部分もそっくりそのまま全部一般財源で措置しようと合意形勢がされていれば、委員が言われるように、私は一般財源で措置する方が良いと思う。

(委員)

逆に5年で見直すと言っているながら、今までと同じことをするというのは、この税は役割を果たせてないから続けるという決断をしなければいけないのか。その続けること自体が大きな決断ではないかと思う。初期の考え方として、この税は一定の役割を終えたら廃止するというものであるのならば、見直しの時期には継続について大きな判断をする必要があるという面もあるかと思う。

(会長)

制度設計時において、一定の期間になったら当然に終えることとなるというところまでの合意はなかったと思う。少なくとも今意味があることだし、世の中にアピールするためにはまずこの制度を作ろうと言うことであったかと思う。多少手探りになるかもしれないけれども、税

を作らずずっとそのままというよりは、サンセット方式みたいな形で5年たったから見直すことを通して、そこでやめる可能性も充分あり得ることとして、そういう形で制約を課しながら施行することとした。5年たったら当然それで終わりという単純なサンセットではなく、曖昧なところはあるが、絶えずこの森林づくり事業の重要性を県や県議会できちっと位置付けているのかということで、この支出は必要だから県民税など作らずに一般財源で確保しようと言うことで県議会で合意形勢がされれば、県民税は自然に整理統合しようということになる。

(委員)

そういう面では、資料5で示している事業の達成度合とか今後の見通しが、今後の税の必要性について判断していただける資料になり得ると思う。

(会長)

この資料が示唆していることは、基本的には5年間の間で目標がかなりの程度達成されて、重要なことをやっているのだから、少なくとももう1回くらいはこのまま継続しても良いと言うのが読み取れる感じがする。

(委員)

平成32年までの基本計画に基づいての県民税条例なので、先ほど下げる話もあったが、基本的にはこの基本計画の終了を一つの目安と私としては考えている。それまでに終われば良いが。

(委員)

ご存知のように、森林の維持は他と違って生育に長期間掛かる。それが長い間に林業労働者が減ってきて、あるいは森林消費者がいるけれども制御されなくなった結果、放置森林が多くなり過ぎた。それを是正するのに4年や5年ではなかなか対応できない。もっと綺麗にしていけないといけない。先ほど委員が説明されたような森林の持つ多面的機能、公益的機能、特に水源涵養、災害防止、生物多様性とか色々機能がありますので、それをするには森林をもう少し綺麗に明るくしていけないとその機能をなかなか発揮できないと思う。ですから5年とか10年では対応できないと思う。他府県もどンドンしているのは、そういう事でもあると思う。

それから財源を他の財源とするのは、なかなか困難だろうと思う。ですから他県でも別々に森林環境税と一般財源を分けているのだと思う。森林林業で歩んで来た経験からすると、森林関係予算というのは総じて予算額が少ない。委員がおっしゃったように、森林というのは県民みんなのためのもの。しかもその影響は下流にも及ぼすような非常に大きな責務を滋賀県は背負っていると思う。水を守ってやるには森林がいる。ですから綺麗な森林を作って、綺麗な水が出るようにしないといけない責務があると感じている。そのためには、この税を続けていたきたいと思う。

(委員)

山というのは育つのに50年、60年かかるから、そのスパンで考えないといけない。一定の5年間の事業で、紙の上ではある程度進んできたけれど、ナラ枯れのように、県民の目で見えた感覚からいうと後退して見える状況の中では、まだ続けられないといけないのではないかと。目で見える効果が出て初めて税を下げるとか考えていくべきだと思う。実際には、現状のまま5年なり10年なりは最低限続けていかなければ無理なのではないかと思う。一般財源と一緒にすると、どこかで縮小したり、事業仕分けのようにいない人にとっては、不要との見方をされるものなのではないかと思うので、財源として死守しておくべきだと思う。

先ほど産廃税の話が出ていたが、みんな公平に県民全員に負担してもらおうことと、事業所にも負担してもらおう。公平にみんなの山だからというのもあるが、今の時点で一生懸命考えて森林づくりに色々していくのは良いが、将来あるいは5年後位には財源がだんだん足りなくなることが出てきた時には、罰的な税金と言っては乱暴な話だが、滋賀県の木で家を建てないとか、家具を作らないとか、例えば山を壊すような企業とか、そういう逆行するようなことをした時には、負担をかなり出してもらおう。そうでないと県民の意識というのは、公平に出している時点では変わらない気がする。スピード違反も駐車違反も罰があるからしない。そういうやり方は社会の成り立ちからして良くないと思うが、そこまでして山や琵琶湖を守らなければいけないという意識付けの話でいうと、そういう事も考えていくべきではないかと思う。今の時期ではそういう答えを出すのは早いと思うが、この後の5年間の中で議論をしていって5年後にはどうするのか答えを出す方がいいと思う。このままだったら同じように山が駄目になっていく気がするので、その間に考えていただきたいと感じている。

(委員)

5年後、10年後に継続するのは良いことだと思う。緊急にやらなければいけない事がいっぱいあるので、効果的に山を良くする財源として使うことは良いことなのだが、一般財源に切り替えると埋もれてしまう、削られてしまうという可能性がもしあるとするならば、それは5年後であっても10年後であっても同じことだと思う。この税の動いている間に県民とか議員の意識を変えていただいて、『この財源を無くす場合は一般財源でしっかり確保する』という危惧も作っておかなければ、いくら税制度を継続してもそれが切れたらお終いなので、そこが大事だと思う。

(委員)

今回の県民税について基本的な考え方というのは、一般財源で対応できる分以外のものを作って、滋賀県の森林を良くしようというスタンスでやってきた。もう一つは、放置森林を無くしていこうという大きな思いがあって、県民の皆さんにご参加いただくということであった。仕事をする中で人工林に目が向いているが、なかなか奥山林やナラ枯れとか色々対策をしなければいけない時期にきていて、そこまではまだ手が回らない。まだ課題がたくさんあるので、是非5年間なり10年間で議論をしていきたいと思っている。

(会長)

あらかじめ一定の財源について使い道を特定するかどうかは賛否両論あり、これは学問の世界では何十年に亘って議論されていて、なおかつ決着が必ずしも付いていない問題だと思うし、そういう現れだと思う。各委員からは、1点目として、それぞれの行政が、あるいはそれぞれの地域が当面している課題に応じて5年前に作る必要であるという思いで作って、それをここまで育てて来ているという今までの実績があるということ、2点目として、森林を作るというのは長期的な性格を無視する事はできないと考えた方が良くということ、3点目として、いろいろな方に森林づくりの重要性をどう意識してもらうかをアピールすることも合わせて負担を求める必要があるということ、この3点についてご発言いただいた気がする。

現実問題として、さらに議論をしていただきたいのは、別紙2で琵琶湖森林づくり県民税の収入状況として、現行の超過税率を継続する場合、要するに現行とおりでこれから先5年間どうなるかということで、平成24年くらいまではこのまま何とかいけるが、平成25・26年以降は今の事業規模、事業水準でいくと赤字が出る可能性が大きい。その可能性があると言うのを

この表で説明している。現段階でこの検討会に求められているのは、現段階でも平成 25・26 年について税率を上げるとか、引き下げないとか、事業規模を下げるとかいうことを今の段階で決めることではないと思う。そういう状況になってみないと分からない。現行の超過税率を維持するというのは、今の仕組みでも概ね少なくともこの3年くらいは今の形でいくし、場合によっては3年位の段階で事業規模を下げるのか、負担を求めるのかという事が問題になるかもしれないというその程度のことだと思う。もちろん、平成 25・26 年をどうするのだと言うご意見等があれば少しお聞かせいただくのも良いと思うが、この考え方の基本的なものは、5年後の見直しの段階では、現行の税率で行こうということに尽きるのではないかと私は思う。今までの議論なり、一つのあり得る現実的な方向としてはそうかなというのが今のところで、それをベースにするのが平成 18 年から平成 26 年における県民税の収入状況や基金の積立額だと思う。そういう点で、今までご議論いただいた色々な資料から示される今の県民税については、もう一回継続すると言うことが1点と、基本的な組み立てについては現時点では変えないで現状どおりで進めようというのが、今の方向性としてこの検討会で提出することができるのではないかとというのが今の状況での私の感覚である。その点で今私が申し上げた事も含め、あるいはこういう考えもあるというのも含めて皆さんのご意見を頂戴できたらと思う。

(委員)

資料4で国庫補助対象になっている事業額について、例えば環境林整備事業だと1億200万円が対象事業と考えたら良いのか。A項目になっている事業は基本的にそのような考え方で良いのか。

(事務局)

はい。

(委員)

そうすると、この事業は国のスキーム(枠組み)で環境林整備をしないといけないのか。

(事務局)

環境林整備はあくまでも滋賀県が進めていこうとする独自の施策である。

(委員)

しかし、国の方は補助の事業枠組みがある。そこはどう整理しているのか。

(委員)

基本的に環境林が出来た時に、滋賀県は人工林をどうするかという事で、混交林に持っていこうという施策をやっていた。その時に補助事業としては、林業を営むところには補助を出す。後の部分の混交林へ持っていく事業については対象外であった。ところが、これを採用する頃には国の方も補助事業の採択基準が拡大され、この事業が取り込めるようになった。

(委員)

細かい話になるが、こちらで想定しているような、将来的には可能であれば自然遷移まで見通したような環境林と理解して良いのか、あるいは単なる国が複層的に進めている環境林なのか、そのところはどうか。極端な言い方になるが、要するに、こちらの事業スキームにあってなければ国の補助事業を受ける意味はないのではないかと。

(委員)

最終的に自然林に戻すというところまで国はできるようになっているので、滋賀県の当初考えていたことと合致すると思う。各都道府県で環境林をどんどん進めていく動きがあって、そ

れに対しては補助事業として取り込もうという国の判断だと思う。

(委員)

造林公社の実施事業についてだが、ここの関係は、今回は基本的に無いはずだと思っているが、そういう理解でよろしいか。

(委員)

公社について、造林公社と公的な管理している森林については、当初と同じで使わない。森林審議会でもその様に判断している。

(委員)

生産物については、だんだん分からなくなっているかもしれないが。

(委員)

間伐材の搬出とかそういう部分が、それも明確に区分するようになっていると思う。その辺はシビアにやらないと、なかなかご理解を得られない。

(委員)

山だけではなくて、そこから出てくる物にも注意をしていただくことが必要だと思う。

原則論のところ少し気になったのは、税の性質からすると、県民税は普通税の超過課税制度により一般財源として税を集めている。しかし、もう一方ではあえて目的税とはしていないが、これまで目的税的に扱い、基金の形も取られてということで、ある意味中途半端だと言う気持ちが残る。この5年間やってきて一定成果が上がり、森林全体からするとまだまだのところがあるが、将来にわたって滋賀の森林を維持していこうということを真剣にこのお金で考えるのであれば、税の集め方という点ではコストの話はあるが、目的税化をそろそろ考えなければいけないのではないかと、本来の議論としてはしても良いのではないかと、税の性質という視点で感じていた。もちろん、現在の形が非常に集めやすく、現実的・技術的に容易であるのは良く分かっており、制度設計時も議論があったが、改めて目的税というのを考えていくことがそろそろ必要ではないかと感じているのが一点目。

対象事業として先程の国補事業もそうなのだが、仮に目的税的に位置づけできたとなれば、当初の事業というものから、できるだけ厳密に当初に具体化をされた事業からは、はみ出さないというのが本来の使い方ではないか。そこが崩れ始めると関連事業は山ほど広がるので、そこをどう歯止めをかけるか。例えばシカの食害の話があったが、深刻な事は良く分かるし当然森林の問題なのだが、これを言い始めると何もかも入ってくることになる。そもそもの県民税の当初予定したものからすると、外れてしまうものが入ってきているということについて、どう説明責任を果たすのかということとは、ひょっとするとこの税を設けた元々のねらいとか主旨とかをぶち壊すことになりかねないという危機感を持って議論はしていただきたい。

3点目として、目的税化とも関連するが、森林の問題というのは長期的な視点で考えていただきたいということからすると、それに見合った税の仕組みということを、もう一度考え直していく必要があるだろうと思う。もちろん基本計画との関係もあるが、この基本計画自体は平成32年を目標年度としているものの、おそらく平成32年では終わらないだろうというのは当然想定されており、そうするとこの税の役割を森林づくり基本計画との関係でどう考えていくのか、その見通しをそろそろ私達としても持っていけないのではないかと。それを前提にして今回の5年目の見直しをやっていく意味があるのかなと思っている。逆に言うと、単に平成32年目標でそこで何とかという話ではなくて、むしろそこから先に続く森林づくり

を見通した上で、なおこの税の役割というものをどう考えていくのかを、今考えないとまた5年先に同じ事を繰り返すのではないかという思いがある。

4点目は、この税とかあるいは森林づくりについて、県民の皆さんに意識をしていただく事をどのようにしたら一番良いのかということである。税金を作ればお金を取られるので意識をするだろうと思ったら、意外にそうでもなかったという面があり、このところが気に掛かっていた。現実としてどうすれば良いかというのがあるが、県民の皆さんの財布からこれだけ税金が取られていると言うのを、どのようにPRしていくのが難しいが、このところがないとこの税の意味がないし、この施策そのもの、つまり森林づくり自体を県民の皆さんに支えていただくということにならないので、ここをどう工夫するのか、(私もこうしたらと言うのがあるわけではないのですが、)もう一回考えなければいけない。

(会長)

今の委員のご意見は、ご意見としてお聞きすることでよろしいか。

(委員)

はい、結構です。そこまで返って議論していただくと、卓袱台返しになるので。

(会長)

ご指摘として非常に重要だと思う。出発点は何であって、何のための税金なのかと、こういう事を絶えず考えていく、つまり事業に必要性があるからということ、それを前提にして税負担を引き上げるのは問題だし、税負担がこうだからというだけで森林づくり事業の内容がその範囲でないといけないというのもやりすぎだという両方のバランスの問題だと思う。そういうことを含めて、どうすれば森林づくりをするということについて、事業そのものが上手く効果的に進むかと言うことの問題で、かつこれが県民にどれだけ理解してもらうかという、そこについての問題提起という形でご意見を頂戴したと思う。

議論としては尽きないと思うが、県民税条例をどうするのかに関しては、基本的には現状を維持するかたちで進める。要するに森林づくりのためにこれまでしてきた成果が相当程度上っていると言うこと、そして森林づくりは長期的な視点で考える必要があると言うこと、こういうことを考慮するならば、今の県民税についての見直し時期にあたって、継続するということが相当であるというふうに考えるという結論でさせていただきたいが、それで良いか。

(委員)

今の会長のまとめで基本的には結構だが、この税を充てる対象になる事業については、相当の説明責任が課されているという点は、強調させていただきたいと思う。その説明がつかない限りは、超過課税をしているということについての説明ができないというようにお考えいただかないといけないうらう。そのところはきちんとやっていただく事を前提に、税率・税額については現状維持、基本的には事業のスキームについても現状維持で一定効果が見込めるとは考えている。

(委員)

委員のご意見に私も同意、賛同するところはある。一つだけ当初予定の事業からはみ出てはいけないというご指摘の中でニホンジカの話が出たが、私としては、是非ニホンジカ事業はこのお金を使ってやっていただきたい。というのは、ニホンジカを放置してしまったら今までやってきた事が台無しになってしまう可能性がある。是非効果的にお金を使っていただきたいと思う。

(委員)

気持ちは分かるが、私たちが最初に作った時は、こういう項目が入ってくるのを想定していない。例えば、年間5千万という金額が使われていくことは、絶対税に挙げて行かないといけない。例えば、ナラ枯れもやらなければいけない。ほっておくと森林がどんどん駄目になっていくので、ナラ枯れ対策も非常に必要となる。

(委員)

細かい話になるが、ナラ枯れは根本的な対策をしないと無駄だと思う。

(委員)

枯れたのは、すぐに切らなければだめではないか。

(委員)

切っただけでは無駄だと思う。

(委員)

本当にやるのであれば、切って焼却処分をして消毒をしないといけない。そうせずに単に切っただけだと病気を広げるだけである。

(委員)

それだけの(多額の)費用は投下できない。

(委員)

鳥獣保護の審議会にも入っているので、何でそこでやらないのだろう、どこで最初にお金が入ったのか気になっていた。

(委員)

ニホンジカの対策を新税でさせていただきたいということを森林審議会でもご議論いただいたが、基本的には生態系まで影響を及ぼすという事で、下草がなくなるということが一つある。ニホンジカを新税でやるときに、今までの事業とどういうふうにしっかり整合させるのかということで、基本的には今までの事業の部分に3年間だけ上積みし、限定した3年間だけ集中的に取り組むこととした。それで元に戻れば今の経費を一般財源で続けていけばそれが維持できるのではと考え、特別にお願いしているところである。特殊なところがあるが、それを何でやるかということ、積み立てている基金で処理していこうという考え方としている。

(委員)

私も気持ちがわかって賛同するが、財源を増やしていくことになるからと思いながら気になっている部分で、最初作った目的と少しずれている。どの都道府県も危機的状況あるが、この税金でやるのかということもあって、どこか他で出せないのかという思いがある。

(委員)

滋賀県とか大阪とかの林家の方から色々お聞きしたら、林家の方が植樹するとシカがすぐ食べてしまう。林業をやる意欲をなくしてしまう。精神的ダメージもあって非常に深刻な状況である。ある人に聞いたが、かなりご高齢の方でもシカの罠を作る試験を受けたいと言っているような状況まで進んでいる。

(委員)

滋賀県は、普通の市民が捕っても良いようになってきている。罠を作って。捕まえたら連絡をして、自分で始末をしてはいけない。そういうのまで出来上がっている。

(会長)

今までのお話で、事業内容については精査をするとともに、十分な説明の必要があるのだというところが皆さんのほぼ共通してご了解いただけたところだと思う。

2番目の議題の琵琶湖森林づくり県民税条例の次の見直し時期についてということで、ごく簡単に提案ということで事務局から説明をお願いしたい。

2. 琵琶湖森林づくり県民税条例の次の見直し時期について

「琵琶湖森林づくり県民税条例の次の見直し時期について」を、事務局から「資料6」に基づき説明。

(会長)

基本的には、5年を目途として見直す。もう一つは、事業の内容についての基本計画の見直しと、見直しの時期を同じにする方が効果的だとそれも十分に考える。この2つの内容かと思う。この次の見直し時期は、今の提案の形で進めさせていただくということでよろしいか。

(委員)

基本的に5年は良いが、もし基金の底がついて経済情勢が悪いことになって税金が足りなくなった場合、緊急に手当てしないとイケない。その辺のご配慮をお願いしたい。

(会長)

仮にそう言うことが無くても見直さなければならないのは当然であるので、「原則」とか「基本的に」と言った文言を加えるなどして、そういうかたちで見直しをさせていただきたい。

今日議論いただいたことをどのように文書化して委員の皆さんにご覧いただくなり、検討会としての結論の文書を最終的にこれで良いかということを確認していただくために、もう一回検討会を開催したいと思っている。これに関して事務局の方からお願いしたい。

3. その他

次回検討会日程

第5回：平成22年10月18日(月)10:00~12:00 県庁本館4-A会議室

(会長)

この時までには原案のようなものを各委員の皆さんに送ることになるか。

(事務局)

この時までには、報告書の基になるようなものを事務局の方でまとめさせていただいてご意見をいただくこととし、間に合えば先に資料をお送りして見ていただいて、それからご出席いただくという形を取りたいと思っている。しかし、場合によってはその時に見ていただいてご評価いただくこともある。

(委員)

今のところ現状維持の方向で報告書が作成されることになると、例えば資料4は、訂正されることになるのか。

(委員)

これは、平成22年度でやっていただいているので、逆に何でこれが今回の税条例の対象事

業に入ったのかの説明はきちんとしていただく必要がある。その方向でないと私達もこれで良いと言いきれない。それは知恵をしばってもらいたい。

(委員)

一つだけ、環境重視で「1-3 森林環境の調査研究」があるが、手入れ不足の人工林調査がずっと2千万ずつで継続的に必要なのか。例えば減っていくとか増えていくとかの説明がこの資料には示されていない。地域に限って人工林の手入れ不足のことを調査しているのか、全域にやり続けて、やり終わってないから増え続けているのか、その辺も聞きたい。

(委員)

最初に間伐マップを作った時のものは終わっている。今は環境林がどう変わっていつているか、その成果を県民にお知らせするために追跡調査を実施したり、二ホンジカ対策についてどういう効果が出たかを調査する。

(委員)

それはずっと継続的に2千万円いることにはならないのではないかと。

(委員)

必要な分だけ取り組むので、事業費が上ったり下がったりする。

(会長)

そういう形で準備をしていただくということで、次回は10月18日ということで委員の皆さんにはよろしく願いたい。